

# 煙火打揚危害予防計画書

名 称  
事務所所在地  
職 業  
代表者氏名

## 危害予防計画内容

### 1 保安距離

煙火打揚地点より	
第3種保安物件	m以上
第4種保安物件	m以上
煙火仕掛地点より	
第3種保安物件	m以上
第4種保安物件	m以上
警戒線地点より	
煙火打揚地点	m以上
煙火仕掛地点	m以上

### 2 強風の場合は煙火の消費を中止する。(消防署の指導による)

風速 m以上

### 3 煙火の消費場所付近には消火器を設置する。

消火器 本  
消化用水 杯

### 4 煙火打揚従事者は酒気を帯びて作業をさせない。

### 5 煙火用の火薬類集積所は、打揚地点から20m以上の保安間隔をとる。

### 6 煙火及び打揚火薬は、蓋又はおおいのできる容器に収納し、取出しのつど完全に蓋又はおおいをし、かつその容器に火気を近づけない。

### 7 打揚筒を2ヵ所以上使用するときは、打揚筒相互の間に相当の距離をとる。

### 8 打揚筒は風向きを考慮して上方に向けて確実に固定し、かつ消費中はしばしば掃除をする。

### 9 消費準備の終了した仕掛煙火から20m以内の場所においては、打揚煙火を消費しない。

### 10 打揚煙火は、20m以上の高さで開くこととする。

### 11 煙火の消費前に必ず煙火の吸湿その他異常の有無を検査し、異常のある煙火は消費を中止する。

### 12 煙火の消費をする危険区域内には関係人のほか立入を禁止する。

### 13 煙火を打揚筒に入れるときは、紐等を用いて静かに降下する。

### 14 煙火が爆発又は燃焼しているときは、消費場所の付近で打揚げ火薬の計量をしない。

### 15 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発又は燃焼しないときは、打揚筒に多量の水を注入し、10分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し、煙火を取り出すこと。

### 16 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。

### 17 煙火の消費で電気点火を行う場合は、導通又は抵抗を試験し、この場合試験器は0.01アンペアを越えないものを使用する。

### 18 落雷の危険があるときは、電気点火の作業を中止する。

### 19 煙火消費場所に漏れい電流がある場合には電気点火はしない。

### 20 火薬類取締法施行規則第56条の4の規定を準用し厳守します。

### 21 打揚煙火並びに仕掛付近の警備員配置は別添図のとおり。

なお、警備員総数 名

### 22 警備標識は懐中電灯、赤色旗及びその他の方法とする。

### 23 警備のため、警察署と打合する予定日

年 月 日

打合せ担当者名

